

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号

及び会社法施行規則第190条に規定する書類)

2022年7月1日

2022年7月1日

株式交換に係る事後開示書類

東京都中央区築地一丁目13番1号
メドピア株式会社
代表取締役 石見 陽

東京都中央区晴海三丁目6番8-4011号
株式会社クラウドクリニック
代表取締役 川島 史子

メドピア株式会社（以下「メドピア」といいます。）と株式会社クラウドクリニック（以下「クラウドクリニック」といいます。）は、2022年5月12日付で両社の間で締結した株式交換契約書（以下「本契約書」といいます。）に基づき、2022年7月1日を株式交換の効力発生日として、メドピアを株式交換完全親会社、クラウドクリニックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事項は、以下の通りです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2022年7月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2及び第785条の規定による手続の経過
クラウドクリニックは、2022年6月10日付で、クラウドクリニックの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるメドピアの商号及び住所を通知いたしました。本株式交換の差止請求及び株式の買取請求を行ったクラウドクリニックの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当事項はございません。
 - (3) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第797条の規定による手続の経過

メドピアは、会社法第797条第3項及び第4項第1号の規定により、2022年5月30日付で、メドピアの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるクラウドクリニックの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。

なお、メドピアは、会社法第796条第2項の規定により、同第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行ったため、同796条の2による請求及び同第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第799条の規定による手続の経過

メドピアはその債権者に対して、会社法第799条及び会社法施行規則第199条の定めに従い、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社であるクラウドクリニックの商号及び住所、メドピア及びクラウドクリニックの計算書類に関する事項及び1箇月以内に異議を述べる事ができる旨を、2022年5月30日付の官報に掲載しかつ同日付で電子公告にて公告いたしました。

その結果、異議を述べたメドピアの債権者はおりませんでした。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、メドピアに移転したクラウドクリニックの株式の数はクラウドクリニックの発行済株式総数1,000株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) メドピアは、会社法第796条第2項の規定により、株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したメドピアの株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）が若干名おりましたが、会社法施行規則第197条が定める数には達しませんでした。

(2) クラウドクリニックは、会社法第783条第1項の規定により、2022年6月13日開催の臨時株主総会において、株式交換契約の承認を得たうえで、本株式交換を行いました。

(3) メドピアは、本株式交換に際して、本株式交換によりメドピアがクラウドクリニックの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のクラウドクリニックの株主名簿に記載又

は記録された株主に対し、その保有するクラウドクリニックの普通株式1株につきメドピアの普通株式21.35株及び金330,000円の金銭を割当交付いたしました。メドピアが割当交付した普通株式の合計は21,350株、金銭の合計額は330,000,000円です。

(4) 本株式交換により増加したメドピアの資本金、資本準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第28条に従い、メドピアが別途定める額

以 上